

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和2年12月10日（木）

午前9時30分～

場 所 第1委員会室

## 審査内容

- 1 地域建設産業の再生に関する要請書について
- 2 住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書について
- 3 山陽小野田市地方卸売市場についての陳情書について
- 4 閉会中の所管事務調査事項について

令和2年10月13日

山陽小野田市議会議員 小野 泰 様

要請者 山口市維新公園2丁目1-10

山口県建設労働組合 (建設山陽)

執行委員長 吉村 修

小野田支部長 青木 隆

## 住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書

地域経済の慢性的低迷に回復の兆しが見えない今日、地域経済の活性化は喫緊の課題といえます。このような状況の下、地域産業全体の活性化に即効性を持ち、地域循環型の経済効果として大きな効力を発揮する「住宅リフォーム助成制度」が全国の自治体で大きく広がりつつあります。

建設産業は雇用創出効果も高く、また、建築・修繕などの工事に伴い家具・備品の購入にもつながるなど、他産業を含めて裾野の広い経済効果が見込める分野です。特に、地元の建設業者を活用することで、その効果は直接的に地域経済につながってきます。

また、住宅リフォームの推進は、地域経済の活性化に大きくつながるだけでなく、既存住宅の耐震性・耐久性の向上につながり、市民の安全・安心な生活を営む上で、住環境の質の向上も図ることにもつながります。更に、省エネ・省CO2対策としての効果も期待できます。

貴市におかれましては、平成21年度から継続して制度を創設頂き、地域住民の住宅の質の向上につながるとともに、地元建設業者を活用することで地域経済にも大きな効力を発揮したものとと思われます。

つきましては、今後も市民の住環境の質の向上と地域経済を活性化させるため、下記の項目について実現されますよう、要請いたします。

### 記

- 令和3年度以降も地元の建設業者を活用した「住宅リフォーム助成制度」を継続してください。



# 山口県内「住宅リフォーム助成制度」年度別状況

## (1) 令和元年度 創設自治体・・・7市1町（9月現在）

- 山陽小野田市    ○美祢市    ○山口市    ○長門市  
○防府市    ○萩市    ○阿武町    ●光市

## (2) 年度別創設状況・・・下記のとおり

△・・・請願採択    ▲・・・陳情採択    ●・・・別制度

自治体	担当支部	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度
下関市	下関										
	豊浦				○	○	—	—	—	—	—
宇部市	宇部	○	○	○	○	—	—	—	○	○	—
山陽小野田市	小野田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美祢市	美祢			○	○	○	○	○	○	○	○
山口市	山口										
	吉南		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	阿東										
萩市	萩		3年計画								
	阿武		○	○	○	—	—	—	—	○	○
	見島		→								
長門市	長門		2年計画								
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
防府市	防府	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
周南市	徳山		H24.2	○	—	—	○	—	—	—	—
下松市	下松	△	○	○	—	—	—	—	—	—	—
光市	光		△	●	●	●	●	●	●	●	●
柳井市	柳井			○	○	○	—	—	—	—	—
岩国市	岩国			○	○	—	—	—	—	—	—
阿武町	阿武				○	○	○	○	○	○	○
田布施町	熊毛南	▲									
上関町	柳井										
平生町	熊毛南	▲	○	○	○	—	—	—	—	—	—
周防大島町	柳井		3年計画								
			○	○	○	○	—	—	—	—	—
和木町	岩国										
制度創設自治体数		2市	8市 2町	12市 2町	10市 3町	8市 2町	7市 1町	6市 1町	7市 1町	8市 1町	7市 1町

\*光市●は、平成24年度からエコライフ補助金制度（複層ガラス・二重サッシ等へ補助）

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

## 地域建設産業の再生に関する要請書



山口県建設労働組合 (建設山口)

執行委員長 吉村 修

小野田支部長 青木 保

日頃より当組合に対するご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

安全な国土の維持形成や良好な生活環境を支える建設産業において、将来にわたる技能労働者の確保育成が重要な課題となっています。そのために、働き方改革の推進、建設業の担い手確保対策等を盛り込んだ公共工物品確法・建設業法・入契法の新・担い手3法改正、8年連続しての設計労務単価の引き上げや社会保険加入推進、建設キャリアアップシステム・建退共制度の普及・促進など、技能労働者の処遇改善にむけた国と業界をあげての取り組みが進められています。

しかし、技能労働者の賃金や社会保険加入の状況は若干の改善は見られるものの、依然として他産業との差は埋まらず、若年者が未来を託す産業となり得ていない実態にあります。建設業就業者の29歳以下の割合は若干改善されたものの55歳以上の割合は35%と高く、建設業を支えてきた高齢者層の「大量離職」が現実のものとなり、取り組みは急務です。

地域建設業の再生と未来のために、私たちは若者の入職促進、技術・技能の継承の取り組みを進めており、とりわけ技能労働者への適正な賃金確保と労働環境の改善をめざして、以下の項目について早急に実現されるよう要請いたします。

### 記

1. 公共工事設計労務単価が引き上げられたことに対応し、すべての建設労働者の賃金と下請事業者の法定福利費、国交省が示している雇用に伴い必要な経費約41%等、必要な諸経費を含む契約単価の引き上げ、適正な積算での発注等の施策をいっそう推進してください。
2. 「新・担い手3法」の具体化を進めてください。市発注工事における公正な元下関係・取引、適正な労働環境、法定福利費を適切に含んだ単価と賃金の支払いを確保してください。
3. 市発注の工事における建設労働者の賃金実態や就労環境を把握してください。
4. 社会保険加入推進にあたっては、「健保適用除外」制度と建設国保組合を活用した厚生年金加入に留意してください。
5. 公契約条例を制定し、工事契約を介して受注関係者に一定額以上の賃金の支払いと適正な労働条件等の確保を求め、地域建設産業の発展、好循環を図ってください。
6. 適正な工期設定を推進し、週休2日の導入に必要な経費を適確に計上し、公共工事における働き方改革を進めてください。
7. 建設キャリアアップシステムの普及・促進を図ってください。現場ごとに建退共証紙の貼付実績報告書等を求め、現場従事者への証紙貼付実態の把握に努めてください。
8. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、現場対策等を講じてください。

# 令和2年度 山口県内の住宅リフォーム助成制度一覧

■創設自治体 8市1町

■令和2年度予算総額(2億4,200万円)

(8月本部把握分)

	市 町	募 集 期 間 (助成額)	予 算 額	担 当 課 連 絡 先
1	宇部市	5月1日～3月10日まで※予算の範囲内 ※健康・省エネ住宅に資する改修工事 (工事費の10%、上限は10万円)	2,000万円	宇部市都市整備部建築指導課 Tel.0836-34-8434
2	長門市	4月1日～予算の範囲内 ※断熱リフォーム工事に限定 (工事費の20%、上限は50万円)	(地域商品券) 1,450万円	長門市建設部建築住宅課 Tel.0837-23-1149
3	山口市	6月1日～8月31日まで※予算の範囲内 ※6月1日以降に着工する工事に限る (工事費の10%上限は20万円、子育て世帯は25%上限30万円)	(地域商品券) 1億5,000万円	山口市ふるさと産業課 Tel.083-934-2719
4	防府市	4月22日～予算範囲内 (工事費の5%、上限は10万円)	(地域商品券) 3,000万円	防府市商工振興課商工振興係 Tel.0835-25-2147
5	光市	エコライフ補助金 4月15日～ 予算範囲内 ※太陽熱利用システム、LED照明設備、複層ガラスに限る	600万円	光市環境政策課環境政策係 Tel.0833-72-1465
6	美祢市	5月31日～予算範囲内 (工事費の10%、上限は10万円)	(地域商品券 及び農産品等) 250万円	美祢市建設経済部商工労働課 Tel.0837-52-5224
7	山陽小野田市	5月1日～1月19日※予算の範囲内 (工事費の10%、上限は7万円)	1,000万円	山陽小野田市建築住宅課 Tel.0836-82-1166
8	萩市	4月1日～9月30日まで※予算の範囲内 (工事費の10%上限は10万円、子育て世帯・三世同居近居はそれぞれ10%加算で加算上限額20万円、空き家リフォームは10%加算で加算上限20万円) (萩地域木材を10㎡以上使用する場合、その部分の費用に対して10%加算上限5万円) ※複数該当の場合、上限30万円	800万円	萩市建築課建築係 Tel.0838-25-3673
9	阿武町	4月1日～予算の範囲内 (工事費の10%上限は10万円)	100万円	阿武町土木建築課 Tel.08388-2-3112

※光市のエコライフ補助金制度もリフォーム助成制度として掲載。

※・山口市・防府市は前年度助成金利用者でも利用可。

・山陽小野田市は、1年の間を空ければ再び利用可。

・光市は同じ製品でなければ前年度助成金利用者でも利用可。

・長門市は申請後、5年度経過後は再び申請可能。

(過去の申請が、一般リフォームの申請のみの場合は申請可)

・宇部市、美祢市、阿武町は年度に関係なく1軒の住宅につき1度限りの利用。

～参 考～

平成27年度	県下全体予算総額	3億500万円
平成28年度	県下全体予算総額	1億8,300万円
平成29年度	県下全体予算総額	2億7,800万円
平成30年度	県下全体予算総額	2億7,300万円
令和元年度	県下全体予算総額	2億4,150万円

## 公契約条例等における職種別最低賃金（最低報酬額）

類型	都道府県	自治体名	2015 国調人口 <small>(県条例がある場合は 市人口は除く合計)</small>	条例名	工事(2019年度)			業務委託 指定管理 (2019年度)
					設計労務単価	×比率	熟練者以外	
賃金条項が盛り込まれた条例	埼玉県	草加市	247,076	草加市公契約基本条例	埼玉県*	90%	-	940円
	埼玉県	越谷市	337,562	越谷市公契約条例	埼玉県	90%	1,314円	960円
	千葉県	野田市	153,609	野田市公契約条例	千葉県	85%		948~1620円
	千葉県	我孫子市	131,653	我孫子市公契約条例	千葉県*	80%	973円	898円
	東京都	千代田区	58,344	千代田区公契約条例	東京都	87%		1077~1762円
	東京都	目黒区	277,622	目黒区公契約条例	東京都	90%	1,322円	1,040円
	東京都	世田谷区	900,391	世田谷区公契約条例	東京都	85%	1,321円	1,070円
	東京都	渋谷区	224,815	渋谷区公契約条例	東京都	90%	1,019円	1,019円
	東京都	足立区	671,108	足立区公契約条例	東京都	90%	1,257円	1,030円
	東京都	日野市	186,283	日野市公契約条例	東京都	85%		-
	東京都	国分寺市	122,701	国分寺市公共調達条例	東京都	90%		1005~1016円
	東京都	多摩市	146,627	多摩市公契約条例	東京都*	90%	1,045円	1018~1300円
	神奈川県	川崎市	1,475,300	川崎市契約条例	神奈川県	91%		1,025円
	神奈川県	相模原市	720,914	相模原市公契約条例	神奈川県	90%	1,029円	1,029円
	神奈川県	厚木市	225,503	厚木市公契約条例	神奈川県	90%	1,016円	1,016円
	愛知県	豊橋市	374,483	豊橋市公契約条例	愛知県	77%	974円	913円
	愛知県	豊川市	182,436	豊川市公契約条例	愛知県	75%	910円	910円
	兵庫県	三木市	77,310	三木市公契約条例	兵庫県	90%	910円	910円
	兵庫県	加西市	44,352	加西市公契約条例	兵庫県	90%	890円	890円
	兵庫県	加東市	40,332	加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例	兵庫県	90%	890円	890円
	高知県	高知市	337,360	高知市公共調達基本条例	高知県*	80%		819円
	福岡県	直方市	57,180	直方市公契約条例	福岡県	80%		877円
8都県	22	6,992,961		(*は2018年度単価の適用)				

\*令和2年7月現在では、東京都（新宿区と杉並区）でも条例が制定され、8都県24自治体となっています。

◆令和元年度・賃金アンケート回収状況

	①事業主	②一人親方	③常用・手間請で働く人	計	回収率%	※30.3月末 組合員数
阿東	10	23	17	50	71.4%	70
岩園	290	494	783	1,567	88.5%	1,771
宇部	293	664	431	1,388	84.5%	1,642
小野田	103	216	173	492	86.8%	567
吉南	164	367	337	868	84.3%	1,030
下松	219	370	477	1,066	87.9%	1,213
熊毛南	15	25	18	58	22.7%	256
下関	177	599	225	1,001	83.6%	1,197
徳山	137	320	277	734	97.3%	754
豊浦	38	84	58	178	96.7%	184
長門	29	83	34	146	83.0%	176
萩	38	80	47	165	82.1%	201
光	25	60	29	114	47.1%	242
防府	145	306	247	698	73.4%	951
美祿	30	81	53	164	96.5%	170
山口	162	410	340	912	81.1%	1,125
柳井	47	126	105	278	83.9%	435
計	1,922	4,308	3,549	9,879	82.4%	11,984

◆調査結果について（概況）

◎アンケートの回収枚数は、左表のとおり9,879枚でした。回収率は昨年と比べ0.1%減の82.4%となりましたが、過去最高の回収枚数となりました。令和元年賃金実態(全職種平均)は、事業主の支払い賃金が昨年より271円増の14,074円、一人親方の受取賃金が291円増の16,224円、常用・手間請で働く人の受取賃金が135円増の12,699円となりました。また、一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均日額(全職種)は14,700円、昨年と比較すると96円増となりました。

◎賃上げの有無では、常用・手間請の人については上がったと答えた方が754人、下がったが27人となっています。一人親方については、上がった(上げた)と答えた方が174人、変わらない3,712人、下がった(下げた)217人、また、事業主については、上がった(上げた)516人、変わらない1,264人、下がった(下げた)が6人となりました。

◎年収(ボーナス・手当等を含めた総額)の全職種平均額は、一人親方が450万円(昨年432万円)、常用・手間請で働く人が370万円(昨年362万円)という結果になりました。

◎見積書の中に法定福利費を請求している事業主は24%となり、一人親方は健康保険料・国民年金保険料等にかかる経費を請求している方は27%となっています。しかし、公共工事設計労務単価が7年連続引き上がったものの、公共工事に携わった方を対象にした調査の結果では上がったが216人(0%)で、変わらずが2,032人(89%)、下がったが48人(2%)となり、現場まで行き渡っていない状況が続いています。

◎土曜日は常用・手間請の人をみると、月1回以上土曜日が休日になっている人は、全体の半数の51%です。また、建設業退職金共済制度については、事業主137人、一人親方523人、常用・手間請で働く人600人もの人が「建設業退職金共済制度(建退共)を知らない」と答えています。引き続き制度の周知をはかる必要があります。

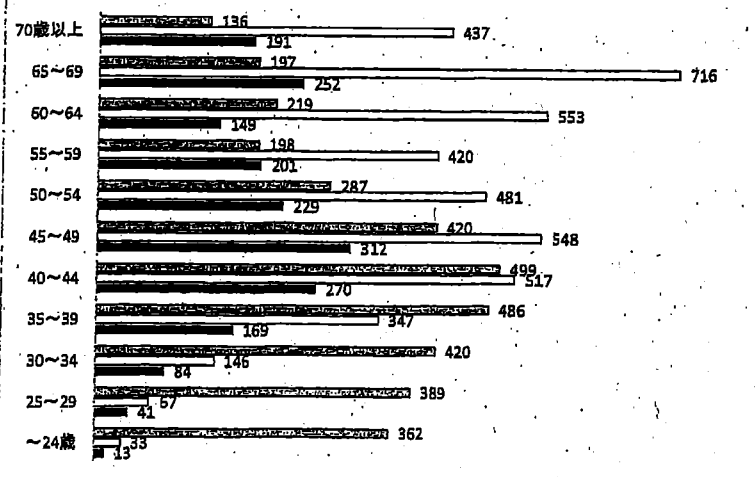
◆令和元年 賃金アンケート集約数の内訳

(単位/人)

集約数合計	大工職集約数				各職集約数				職種未記入者数			
	事業主	一人親方	常用・手間請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間請で働く人	計
9,879	257	1,117	295	1,669	1,514	2,867	3,058	7,439	151	324	296	771

年齢別アンケート集約数の内訳

■常用・手間請けで働く人 □一人親方 ■事業主

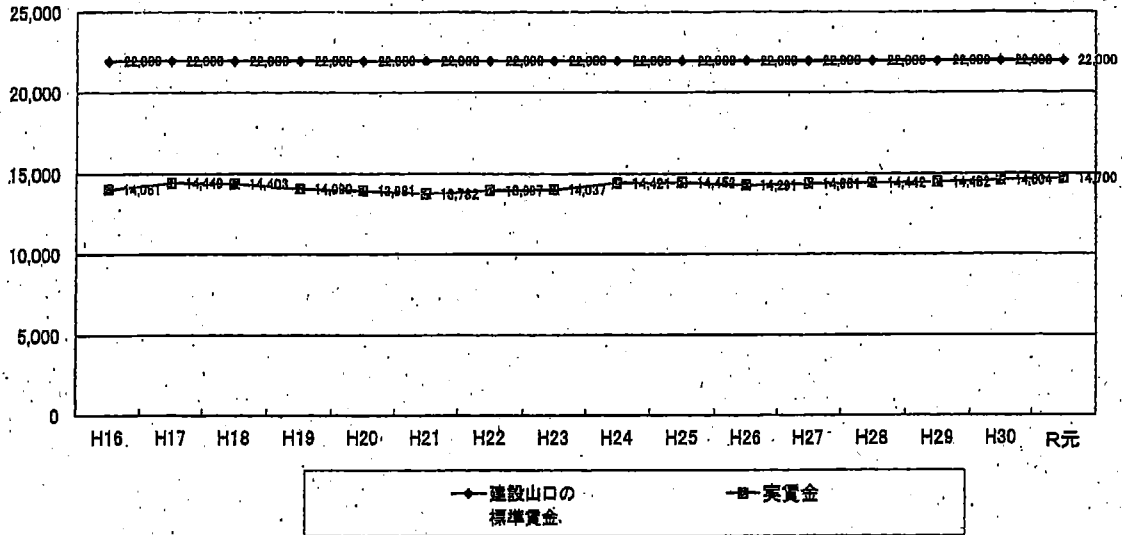


# ◆「建設山口の標準（目標）賃金」と「実賃金」の推移と比較

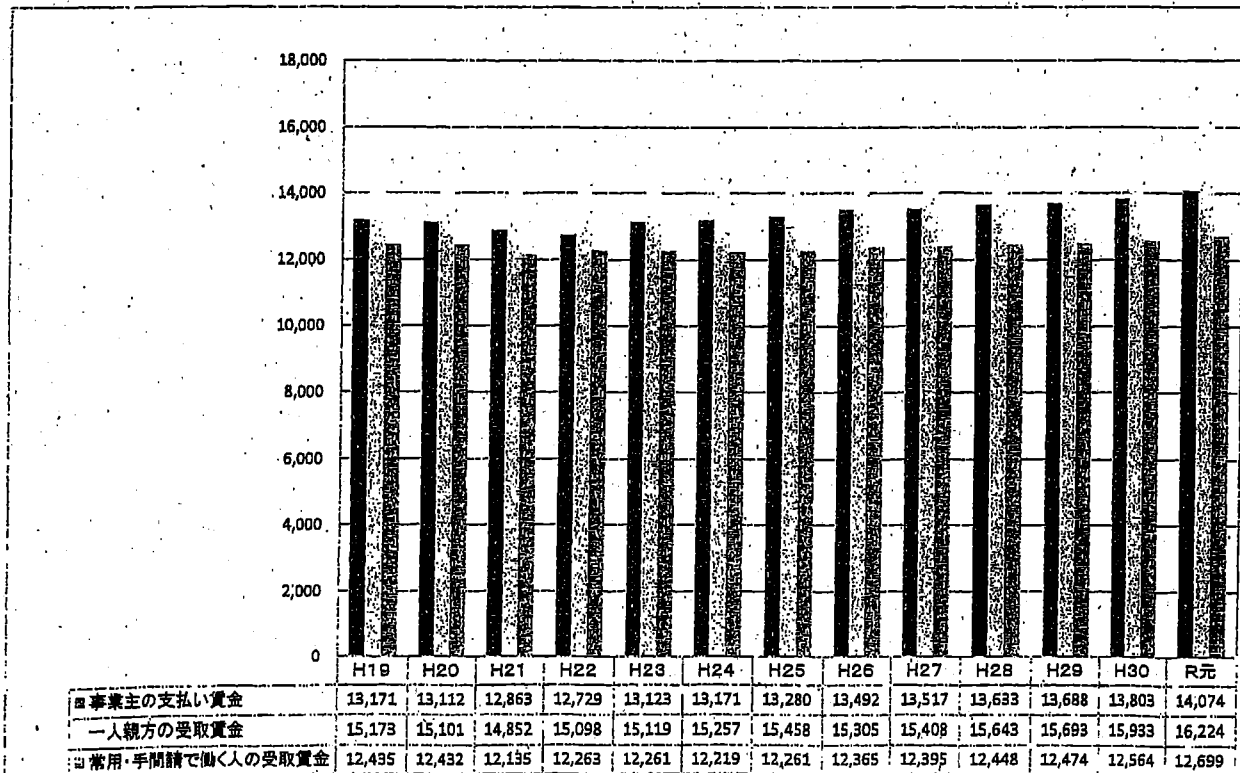
単位/円

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	
建設山口の標準賃金	24,000	24,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
実賃金	14,445	14,647	14,439	14,061	14,449	14,403	14,080	13,981	13,782	13,997	14,037	14,421	14,452	14,291	14,381	14,442	14,482	14,604	14,700	14,700

※実賃金はアンケート調査の一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均(全職種)



# ◆賃金実態（全職種平均）





# 平成 26～令和元年度 賃金アンケート

## 公共工事 賃金調査(建設山口)

◆公共工事設計労務単価が引き上がって現場へ反映されているか◆

### 1. 公共工事(下請を含む)をしましたか?

		回収枚数	はい	割合
① 事業主	H26	1,727	539	31.2%
	H27	1,748	565	32.3%
	H28	1,846	546	29.6%
	H29	1,898	577	30.4%
	H30	1,961	568	29.0%
	R元	1,922	555	28.9%
② 一人親方	H26	4,045	714	17.7%
	H27	4,099	777	19.0%
	H28	4,215	820	19.5%
	H29	4,315	821	19.0%
	H30	4,251	775	18.2%
	R元	4,308	795	18.5%
③ 常用・手間請で働く人	H26	3,176	907	28.6%
	H27	3,218	915	28.4%
	H28	3,358	975	29.0%
	H29	3,494	1,026	29.4%
	H30	3,610	1,051	29.1%
	R元	3,649	1,082	29.7%
計	H26	8,948	2,160	24.1%
	H27	9,065	2,257	24.9%
	H28	9,419	2,341	24.9%
	H29	9,707	2,424	25.0%
	H30	9,822	2,394	24.4%
	R元	9,879	2,432	24.6%

組合員の4人に1人は公共工事に携わっている  
(1日も含む)

24.6%

## 2. 公共工事をした方は1日の単価は上がりましたか？

		上がった	下がった	変わらず	備考
① 事業主	H26	29 (6%)	59(12%)	400(82%)	
	H27	75 (14%)	32(6%)	445(80%)	
	H28	68 (14%)	27(5%)	398(81%)	
	H29	52 (10%)	25(5%)	454(85%)	
	H30	58 (11%)	30(6%)	419(83%)	
	R元	60 (12%)	18(4%)	427(84%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
② 一人親方	H26	22 (3%)	93(14%)	562(83%)	
	H27	38 (5%)	70(9%)	656(86%)	
	H28	51 (6%)	54(7%)	699(87%)	
	H29	34 (4%)	29(4%)	751(92%)	
	H30	36 (5%)	26(3%)	695(92%)	
	R元	37(5%)	23(3%)	696(92%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
③ 常用・手間請で働く人	H26	32 (4%)	33(4%)	783(92%)	
	H27	66 (8%)	17(2%)	785(90%)	
	H28	83 (9%)	31(3%)	819(88%)	
	H29	77 (8%)	22(2%)	880(90%)	
	H30	105 (10%)	18(2%)	881(88%)	
	R元	119(11%)	7(1%)	909(88%)	

7年連続して公共工事設計労務単価が  
引き上がっているものの89%が変わっていないと回答

		上がった	下がった	変わらず	備考
計 (①+②+③)	H26	83 (4%)	185(9%)	1,745(87%)	
	H27	179 (8%)	119(5%)	1,886(87%)	
	H28	202 (9%)	112(5%)	1,916(86%)	
	H29	186 (8%)	76(3%)	2,085(89%)	
	H30	199 (9%)	74(3%)	1,995(88%)	
	R元	216 (9%)	48(2%)	2,032(89%)	

# 全建総連 第3回新型コロナウイルス感染症による影響調査 集約結果 (賃金対策部 2020.08.25)

回答期間：2020年6月5日～2020年8月11日 回答方法：直接回答 4664 件＋ウェブ回答 435 件＝合計 5099 件

## Q1-1 回答数と都道府県名

Q1-1 事業所がある都道府県	ウェブ	紙	合計
北海道	3	97	100
青森県	10	6	16
岩手県	21		21
宮城県	16		16
山形県	17	71	88
福島県	75		75
茨城県	3	49	52
栃木県	3	62	65
群馬県	2	10	12
埼玉県	44	5	49
千葉県	45	19	64
東京都	30	3,197	3,227
神奈川県	6	128	134
山梨県		53	53

Q1-1 事業所がある都道府県	ウェブ	紙	合計
新潟県	1		1
富山県	1	11	12
石川県	2		2
長野県		44	44
岐阜県	2		2
静岡県	2	39	41
愛知県	54	1	55
三重県	30	87	117
滋賀県	1	43	44
京都府	9	256	265
大阪府	4	1	5
兵庫県	13	78	91
和歌山県	1		1

Q1-1 事業所がある都道府県	ウェブ	紙	合計
鳥取県		63	63
島根県	16		16
岡山県	1	28	29
山口県		112	112
徳島県	5	147	152
香川県	1		1
愛媛県	2	30	32
高知県	1		1
福岡県	5		5
佐賀県		27	27
熊本県	1		1
大分県	1		1
鹿児島県	6		6
沖縄県	1		1
合計	435	4,664	5,099

注1：ウェブ回答は県連・組合名を問わないため、上記表では都道府県別で表記している。

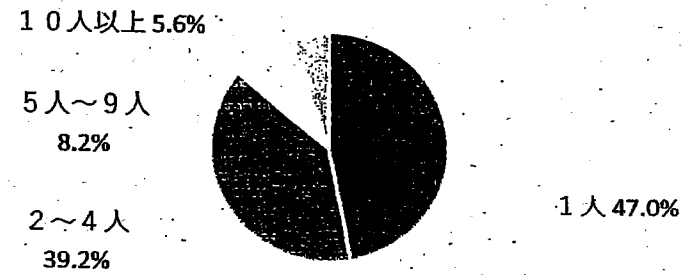
注2：紙形式で回答があった埼玉県5件、神奈川県128件、愛知県1件は東京都連の回答に含まれているもの。

注3：紙形式で回答があった大阪府1件は、京都建労の回答に含まれているもの。

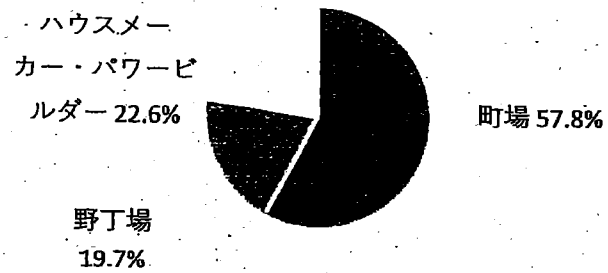
Q1-2 回答者の立場



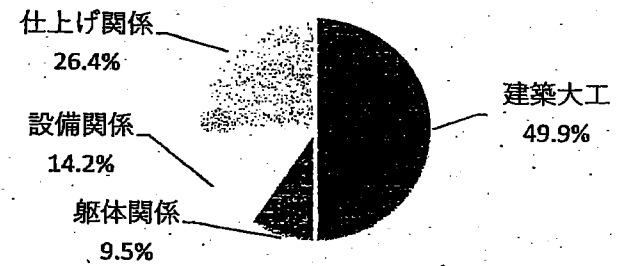
Q1-3 所属事業所の規模(事業主を含む)



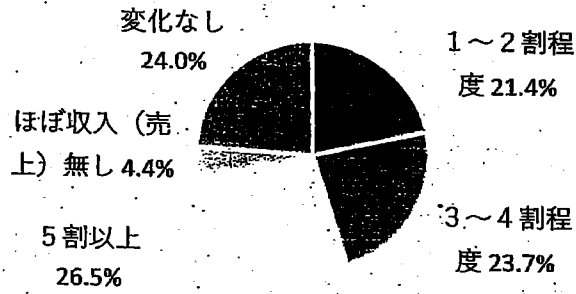
Q1-4 主な仕事先



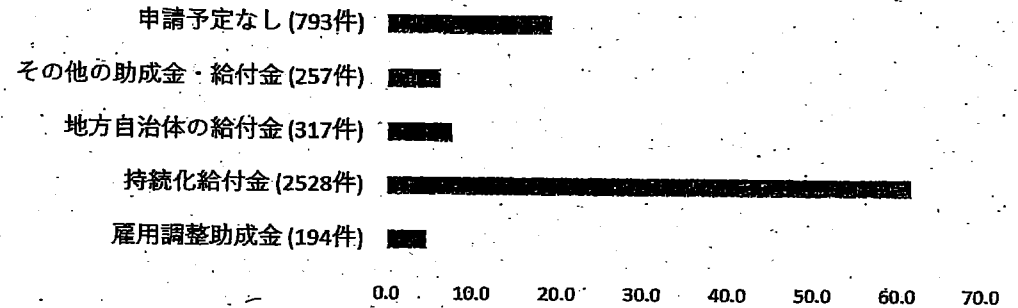
Q1-5 職種



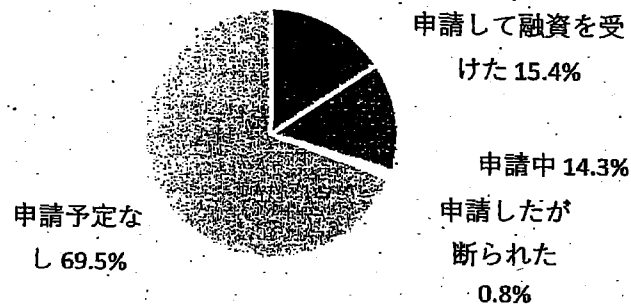
Q2-1 前年同時期と比較して、2020年4月～5月の収入（売上）減少の状況



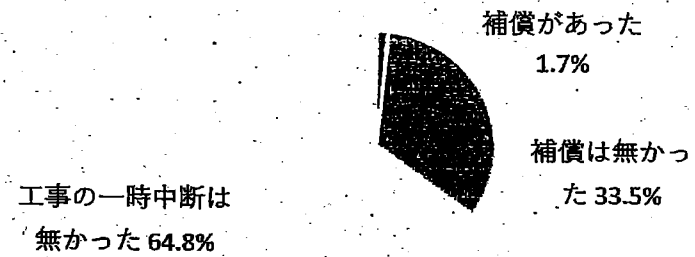
Q2-2 申請した(または申請予定の)助成金・給付金（複数回答。%単位）



Q2-3 金融機関などへの生活・事業関連の融資申請



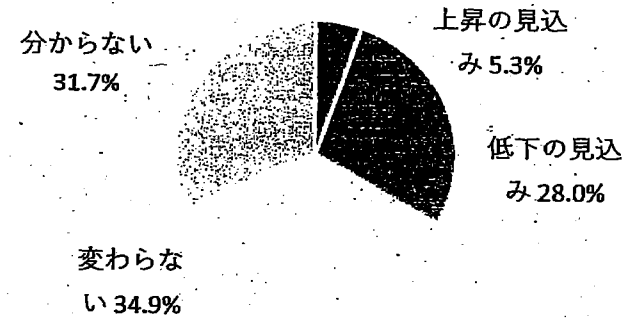
Q2-4 工事の一時中断、現場閉所に伴う補償



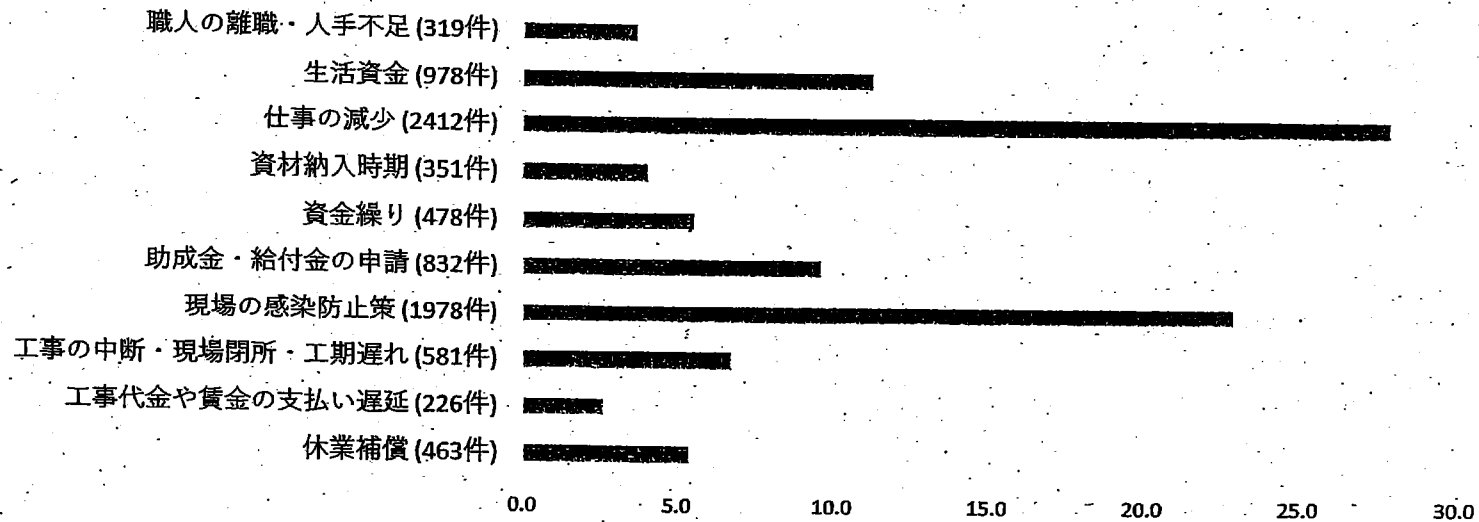
Q2-5 感染防止策に関連する工期・工程の延長、  
労務費（人工）・必要経費等の追加・変更



Q2-6 7月以降の賃金・単価（売上）の見通しについて



Q2-7 新型コロナの影響で、困っていることや不安なこと（複数回答。%単位）



令和2年12月2日

山陽小野田市議会  
議長 小野 泰 様

陳情者  
山陽小野田市大字小野田541番地  
徳富 淳

山陽小野田市地方卸売市場についての陳情書

要旨

第3回山陽小野田市地方卸売市場関係者説明会を経て生じた疑問点等について、調査及び報告をお願いいたします。

先般11月10日(火)に開催されました、第3回山陽小野田市地方卸売市場関係者説明会に私も山陽小野田市民の一人として、又市内事業者及び仲買人組合副会長として、出席させていただきました。

説明会では「公開質問状」が出され別添資料①②の質問に於いては、山陽小野田市地方卸売市場条例第57条違反の事実が認められ、また同時に行政の黙認も事実として明白になりましたが後日行政側の発言が監督指導不足に変わる等、発言の揺れや責任の明確化を避けているような態度等が見受けられ、今後の市場運営が公正・安定的に行われるとの安心感を得られる結果とは為りませんでした。

ここで生じた3つの疑問点について調査及び報告をお願いいたします。

- (1) 黙認と監督指導不足の違いを行政内部の定義として明文化し、上記事案が黙認と監督指導不足いずれに該当するかお答えください。  
合わせて黙認と監督指導不足の場合、それぞれ該当関係職員の処遇、処分はどうあるべきか、行政としての考えをお聞かせください。
- (2) 開設者として法令遵守の基本理念の認識について明文化ください。
- (3) 市場内の施設が長期間に亘り使用されていた事は事実として明白ですが、業者と行政がどのような関係であったのかお答えください。

別添資料「公開質問状」④について

小野田中央青果(株)は第3セクターであり、赤字補填名目での山陽小野田市からの(補助金)出金は市民の税金が原資となっています。

これを踏まえ以下の3点について調査及び報告をお願いいたします。

- (1) 入金後使途の確認追跡調査はされなかったのかお答えください。
- (2) 市場監督者としての責務や任務は全うできたのか、職務遂行は公平かつ正当性があったといえるのかお答えください。
- (3) 今後は司法の場で審議が行われますが、本事案は公務員としての信用失墜に該当しないのか考えをお答えください。

以上6点について調査及び報告をお願いいたします。

小野田中央青果(株)の破産に至った経緯と行政の関わりを明白にし、この教訓を糧とすることは、今後の健全な市場運営に必要不可欠な事であると考えています。

本陳情を受け、市場監督者としての行政のあり方を、今一度振り返っていただくようお願いすると共に、新生地方卸売市場の正常化と存続を切に願っています。

なお本陳情書をホームページ等で公開される際は、個人名や団体名にご配慮願います。



**①参考資料**

第57条関係

地方卸売市場施設（売り場）の現状変更承認申請書

平成27年6月11日

山陽小野田市長 白井 博文 様

住 所 山陽小野田市大字西高泊1184番地の1  
 氏 名 小野田中央青果株式会社  
 代表取締役 藤 永 誠

虚偽の申請にて  
 建設は [REDACTED] が新  
 No.2 [REDACTED]  
 No.1は (無断設置)  
 (冷庫架)

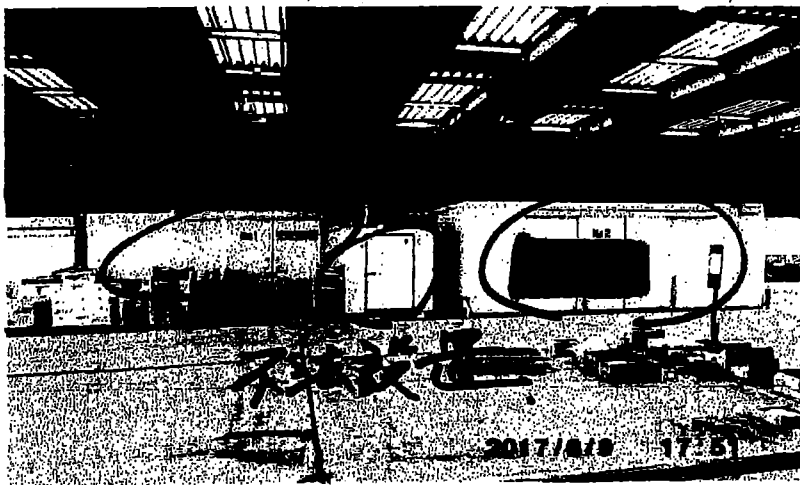
別紙のとおり、市場施設（売り場）内に構築物を設置したいので、別紙仕様書及び見積書を添えて申請します。

なお、承諾の上は、山陽小野田市地方卸売市場条例及び同条例施行規則を厳守し、既存の市場施設を汚損せず、市場の美観を害さず、市場施設明渡しの際には、自費を持って現状に服することを誓約します。

記

構築物の種類	冷蔵庫
面 積	48.6㎡
工事期間	6月中旬から7月上旬

以 上





②参考資料

第56条関係

地方卸売市場施設（会議室）の使用承認の申請について

平成28年8月29日

山陽小野田市長 白井博文様

住所 山陽小野田市西高泊1184-1

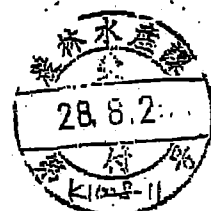
氏名 小野田中身

代表取締役

次のとおり、地方卸売市場施設（会議室）を使用したいので申請します。

なお、承認の上は、山陽小野田市地方卸売市場条例及び同条例施を遵守し、既存の市場施設を汚損せず、又は市場の美観を害さず、市場施設明渡しの際には自費をもって原状に復すことを誓約します。

施設	市場会議室
使用期間	平成28年9月1日～平成29年3月31日



平成28年7月29日

山陽小野田市地方卸売市場

管理事務所 所長 高橋敏明様

小野田中央青果株式会社

代表取締役 藤 永

市場会議室の賃借について

平素は、当社運営において格別のご指導・ご支援を賜わりお礼申し上げます。

さて、当社では取扱い増大のため、数年前から夏場を中心に北海道・島根など農産物の流通拡大を図っています。

については、その農産物の流通量の拡大に伴う事務の効率化・事務所機能の強化を図りたく、2階会議室の賃借についてご検討くださいますようお願いいたします。



令和2年11月10日

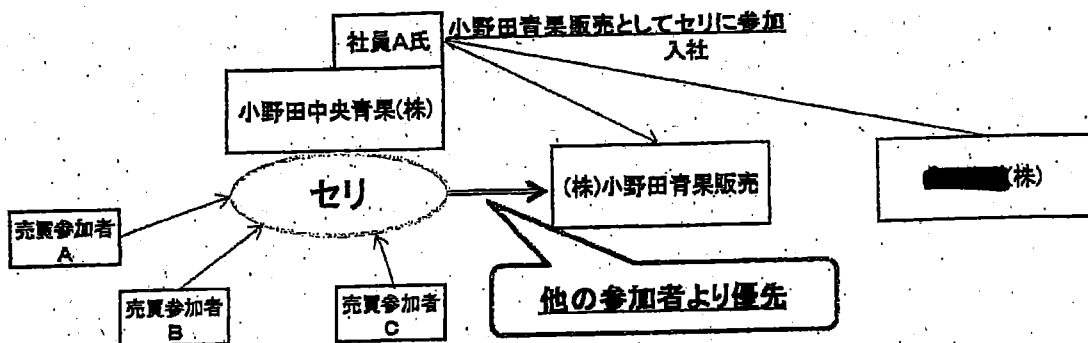
関係者 各位

組合長  
他 関係者一同

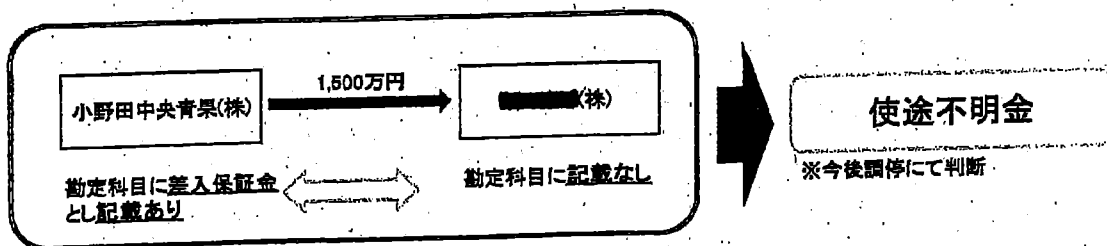
## 公開質問状

■■■■(株)社の旧山陽小野田市地方卸売市場内における営業実態について下記4点の説明を要望いたします。

- ①卸売り場内への冷蔵庫無許可設置(違法設置)について。
- ②2階会議室を無許可にて事務所とし違法に使用した件について。
- ③■■■■(株)社長の要望により、元■■■■(株)社員A氏が小野田中央青果(株)へ入社。その後実体のない会社である(株)小野田青果販売を利用した違法取引(営業妨害)等を実施し、市場関係者に損害を与えた件について。  
(株)小野田青果販売:買受人NO.115)



- ④小野田中央青果(株)から■■■■(株)社長へ、不透明な1,500万円の出金があり、今後裁判所での調停により判断が下される件について。



以上、4件について明確な回答を要望いたします。

なお回答は多くの関係者が参加されている、この場にてお願いします。

## 閉会中の継続調査事項について

委員会名	調 査 事 項	調査期間
産業建設 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業及び工業に関すること</li> <li>・ 企業立地に関すること</li> <li>・ 労政に関すること</li> <li>・ 公共交通に関すること</li> <li>・ 農業、林業、畜産業及び水産業に関すること</li> <li>・ 地方卸売市場に関すること</li> <li>・ 小型自動車競走事業に関すること</li> <li>・ 道路及び橋<sup>りょう</sup>梁に関すること</li> <li>・ 河川及び港湾に関すること</li> <li>・ 都市計画に関すること</li> <li>・ 駐車場事業に関すること</li> <li>・ 都市開発に関すること</li> <li>・ 公園及び緑地に関すること</li> <li>・ 下水道及び農業集落排水に関すること</li> <li>・ 建築及び住宅に関すること</li> <li>・ 水道事業に関すること</li> </ul>	令和3年3月定 例会前日まで継 続して閉会中調 査する